

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2009. 8.10発行(通巻第393号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : http://www.geocities.jp/koshc2000/



特集／衆議院選挙

●衆議院選挙、政権交代

石綿対策基本法制定と格差と隙間のない救済実現へ 2

●選挙雑感 7

●クボタショックから3年

それぞれの「アスベスト禍」、そして未来 — その15 11

●アスベスト報道ダイジェスト 2009年7月 13

●韓国からのニュース 15

●前線から 19

外国人技能実習生の天引き管理費違法判決 和歌山

7月の新聞記事から／23
表紙／オオシマニット裁判原告ら
(左から7人、その隣が上原康夫弁護士)

'09
8

衆議院選挙、政権交代

石綿対策基本法制定と 格差と隙間のない救済実現へ

関西労働者安全センター事務局

これまでのごく小規模なものとは違う、はつきりとした「政権交代」が現実のものとなる可能性が高い衆議院選挙が8月30日に行われる。

本省局長クラスが「あいさつ」、「意見の聴取」と称して労働団体、市民団体にやってくる、労組の中央交渉でこれまでなかったような丁寧な対応にでくわす、そんな、政権交代を予定したかのような中央省庁の官僚の動きが耳に入る。

仮に、総選挙で現在の民主党を中心とする野党が過半数を抑えることになれば、政権交代となり民主党中心の政権が生まれる。その確率は高い。

私たちのこれまでの運動は、現場では悪質な企業と闘い、行政に対して労働法を守らせろ、労働者を守れと迫り、現行制度の改善を求めて様々なレベルで取り組むというスタイルをとってきた。

特に労働、安全衛生、労災補償については基本的に国政レベルの課題であり、その国政に対しては野党である民主党、社民党などを通じて、野党とその政治家とともに国に政策変更を求めた取り組みや交渉に臨ん

できた。

その中で掲げた目標の多くは一定の成果を上げてきたとはいえ、与党・政府によって拒否され、あるいは部分的な妥協を強いられることがほとんどだったといえる。(ただ、2001年4月に施行された「情報公開法」、2005年4月に全面施行された「個人情報保護法」を使った行政機関からの開示情報が活用できるようになったことは、運動の方法における重要な変化だった。)

こうした状況下においては、要求が実現される局面は限られ、多くは、そうした有利な局面をいかに作り出すのかが、日常の運動目標となってきた。たとえば、「裁判や労災認定闘争での勝利」や「被害者運動の活性化」を通じて、「世論、マスコミの関心を喚起し」、これを国会レベルでの取り組みと連動させる、という方法である。

長い間こうした運動で協力してきた野党が、今度は与党となった政治と行政がはじまろうとしている。転換点である。

ここでは、2005年6月クボタショック後に劇的展開をみせてきたアスペスト問題の今後について考えてみる。

各党の「アスベスト政策」

クボタショック後に一挙に顕在化したアスベスト被害に対応するために、政府は、労災認定基準を一定改正するとともに、労災補償制度が適用できない非労働者と時効被害者の救済のためとして、石綿健康被害救済法（以下、新法）が急造され、2006年3月27日から施行され、一部改正を経て今日に至っている。しかし、救済の格差と隙間、認定基準の壁、石綿公害など多くの課題が山積しているのが現状だ。

総選挙にあたって、各党のアスベスト政策はどうなっているのだろうか？

まず与党。当然、現在のアスベスト政策には肯定的である。

自民党は、選挙用マニフェストである『政策BANK』には、アスベストに関する記載はない。

公明党は、【マニュフェスト2007】に「中皮腫やアスベスト肺がんなどの労災認定による補償を推進ほか」を掲げ、現時点では「大前進」と評価している。しかし、「大前進」とはあまりにも手前味噌だろう。

【2009 衆議院選挙選挙公約manifesto'09 生活を守り抜く。マニフェスト中長期ビジョン】では「石綿健康被害者に対して隙間のない救済を実施するとともに、今後の被害を未然に防ぐための対応を急ぎ、アスベスト対策基本法の制定を検討します。」としている。

「格差のない救済」との表現はない。基本法制定は「検討します」であり、「制定しま

す」ではない。

次に野党。

民主党は、【マニフェスト】本体には記載はなく、【民主党政策集 INDEX 2009】に次のように書かれている。

「環境健康被害対策」

環境健康被害の回復・軽減策および被害防止対策の迅速な実施を図るため、「環境健康被害者等救済基本法」を制定します。その内容は、(1)被害者救済に関する基本施策の策定(2)原因究明・調査・研究を国などに義務づけ(3)認定基準の緩和(4)行政からの独立性を高め環境健康被害等基準策定等委員会の設置(5)訴訟関連支援制度(相談窓口の設置、専門家・海外知見等の紹介等を国などに義務づけ)の整備(6)救済給付制度(医療費、療養費、交通費等)の整備——等です。これによつて、これまで解決できなかつた被害者の多くが迅速に救済されることになります。

また、水俣病、アスベストによる被害などの個別的な対策が求められている環境健康被害については、個別立法による速やかな被害者救済と被害の拡大防止を図り、包括的な解決に向け全力で取り組みます。

（…中略…）

「ノンアスベスト社会の実現」

ノンアスベスト社会の実現のため、「石綿対策総合的推進法」を制定し、既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄等、一貫した総合対策を実施します。

アスベスト（石綿）を含む製品および建築物等について全国調査と情報開示を行い、表示を義務付けます。有害性や飛散性、利用状況について優先順位付けをした上で、段

階的・計画的な除去・廃棄等、およびそこに至る間の適切な管理を促進するとともに、飛散防止対策に一層取り組みます。関連する省庁・諸法令間の不整合を是正し、必要な場合には新たな法令対応を含めて隙間を埋めていきます。アスベスト含有廃棄物の処理方法について早急な調査を行い、規制を強化します。過去の法令や通達を精査し、行政責任を明確にします。被害者補償、健康管理、飛散防止、解体や廃棄に必要な財源確保のため、基金を創設します。また、アスベスト含有廃棄物の安価で安全な無害化技術の確立に向け、研究を促進します。

アスベスト健康対策

被害者の属性により救済内容に格差が生じない隙間のない救済を実現するため、縦割り行政を排し、情報公開、情報開示の促進、患者・家族をはじめとする関係者の参加を確保しながら、アスベスト対策を総合的に推進します。

具体的には、石綿被害者救済法による救済レベルを、労災保険給付と同レベルに引き上げます。アスベスト関連疾患に関する情報開示、悪性中皮腫の全数調査を行い中皮腫登録制度を発展させます。石綿肺などアスベスト関連疾患を救済制度の対象疾患に追加するなど、救済対象を広げ、質の高い診断と治療・研究を推進します。家族や周辺住民への影響については、無料健診など住民等に対する健康管理体制を確立します。アスベスト等に起因する業務災害については、近隣工場労働者、復帰前沖縄米軍基地での暴露も含め、時効期間が過ぎても請求できるようにします。健康管理手帳制度を改善

し、当該企業が倒産等をしている場合は、国による健診など健康管理体制を確立します。」

日本共産党は、【2009年 総選挙政策 《分野別政策》】の中の「7環境」で、「アスベストなど、身近にある有害性物質への規制を強め、化学物質政策基本法を制定します（…中略…）

アスベスト（石綿）は、吸いこんでから20～30年以上も後に悪性腫瘍（がん）をひきおこします。その一種である中皮腫（ちゅうひしゅ）などの被害が続々と明らかになり、その影響は事業者・従業員だけでなく、家族、周辺住民にも及んでいます。政府が、ILO条約の批准を先延ばしにした結果、WHO基準の200倍も緩い基準（76年の通達）を05年まで放置してきました。関連業界と政府の責任は重大です。

石綿関連企業の労働者や事業所周辺住民などの健康診断調査を継続して実施するために、費用を原因企業と国が負担するよう求めます。アスベスト対策法の施行後も、認定対象が狭く、救済数が余りにも少ないため、被害者の実態に合わせて拡充します。石綿の労災認定も抜本的に見直すとともに、被災者の見つけ出しをすすめ、建設労働者や「一人親方」も含めすべての健康被害者を救済し、周辺住民の被害認定でも、石綿肺や良性石綿胸水などを労災同様、対象に含めるべきです。被害に対する補償水準を引き上げるなど、救済制度を早急に改善するよう政府に求めます。汚染者負担にもとづいて製造・使用企業の責任による基金創設を実現し、救済制度を強化します。石綿の特例使用が認められている分野を含め、早急に

全面的な使用禁止を目指すとともに、石綿除去や解体に伴う二次被害を阻止するためには、自治体の指導・監督を強め、国の補助の拡充を求めます。」

社民党は、【衆議院選挙公約2009・概要版】の「再建7 みどり 地球温暖化ストップ」の中で、「11. 水俣病やアスベストをはじめとする公害問題の全面解決と補償・救済を実現します。」と記載している。

国会は、法・制度改正の要

石綿健康被害救済法（いわゆる、石綿新法）は2006年3月に施行された。

制定国会での審議において、野党はこぞって石綿新法の問題点を指摘したものの、与党・政府は一切の修正に応じなかったために野党反対の中、可決、成立した。

そのとき生じた明かな欠陥（新法施行後に生じる労災時効事案への救済がない、救済給付申請以降の分しか給付しない、など）は、昨年2008年5月、石綿全国連と民主党など野党との連携のもとで国会に提出された修正法案が可決成立、12月から施行された。

もともと石綿新法は、2005年9月の郵政選挙で自民党が圧勝したこともあり、私達の要求は無視され、政府・自民党の思惑通りのものが成立した。

ただし、クボタショックから2006年3月の石綿新法成立までの間、石綿全国連を中心とする被害者・市民団体、労組の運動の盛り上がり、マスコミの追及によって、中皮腫認定基準の緩和を含む石綿疾病認定基準の

改訂、中皮腫患者の通院費支給基準の緩和などが実現した。石綿新法自体も一定の成果であって、決してすべてが政府・自民党の思い通りに進んだのではなかったが…。

ところが、2007年7月の参議院選挙で自民党が惨敗し、民主党が参議員第一党となり参議院では与野党逆転した。衆議院では与党が3分の2を占め、参議院では過半数を野党が抑える。ねじれ国会である。

ねじれ国会では、たとえば、5年間の裁判闘争が闘われていた薬害肝炎について2008年1月11日で薬害肝炎被害救済法が成立し、原告団と政府の間で基本合意が締結された。

おそらく、ねじれ国会でなければこうしたことは容易ではなかったはずだ。

同じ政治力学のもとで成立したのが、石綿新法の緊急見直し法案だった。

そして、今回の総選挙である。

民主党のマニュフェストは、「石綿対策総合的推進法」の制定、患者・家族など関係者の参加確保、石綿新法の対象疾患の拡大、救済給付の労災レベルへの引き上げ、などを明記しており、これらは私達がこれまで、民主党ほかの野党とともに政府に要求してきた内容に他ならない。

総選挙後に政権交代が実現すれば、こうした政策は実現に向けて確実に動き出す条件が整う。

声を大に、そして着実に

もちろん選挙はやってみなければわからない。

政権交代にならない可能性もゼロではな

い。

しかし、どう控えめに見ても、衆議院の自民党絶対優位の状況が劇的に変化する。そして、少なくとも今年7月の参議院選挙までは参議院の状況に変化はない。

その状況のもとで、どこまで運動を前進させられるかだ。

隠され、矮小化された被害の歴史、被害者の実情からみるとよくわかる。石綿被害は企業と国の犯罪にほかならない。過去と現在、未来の被害者に思いをはせながら出来る限り完全な救済、予防対策の確立を目指して、今一層、声を大にして運動を進め、着実かつ大きな前進をかちとるときが来てい

る。

自信と確信をもって行動したい。

最後につづくわえておきたいことは、政治状況を踏まえた運動展開が重要となるのは石綿問題だけではないということである。

労災、公害、薬害など被害者救済・補償制度の抜本的改革について、社会的弱者のための政策について、自民党政権はずつとやる気がなかった。

たとえば、水俣病では、最高裁判所で負けても国家責任を果たそうとしてこなかった。

こんなとんでもないことができない仕組みを実現する機会がやってくるのだと捉えたい。

全国労働安全衛生センター連絡会議

第20回総会は9.25-26 尼崎開催

日時：2009年9月25日（金）13:30～26日16:00

参加費：宿泊費込み10,000円（宿泊なしの場合は要問合せ）

■1日目：9月25日（金）

- ・職場安全パトロール（民間製造工場の職場を予定）
- ・講演会「ストレスのかからない職場づくりー中高年を視野に入れて」
　講師：三戸秀樹氏（関西福祉科学大学健康福祉学部学部長）

■2日目：9月26日（土）

- ・午前：分科会
 - ①心の健康（メンタルヘルス・ハラスメント）
 - ②派遣労働者の安全と健康
 - ③筋骨格系疾患（福祉職場を中心に）
- ・午後：全体会
 - ④各地の報告 ⑤総会議事

申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議

Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 e-mail:joshrc@jca.apc.org

—選挙雑感—

事務局 中村 猛

やっと衆議院選挙になった。事務局会議で選挙について我が関西労働者安全センターも何か言うべきではないかという突然の提案に、応えることになってしまった。安全センターから離れた一労働者の立場から見た選挙雑感を書いて見ようと思う。

「ノドンジャガ・ハナテオ」 (労働者が一つになって)

選挙になるといつも思い出すことがある。全泰壱(チョン・テイル)烈士のオモニ(お母さん)で、韓国の労働者、労働運動のオモニといわれる李小仙(イ・ソソン) オモニのことである。

全泰壱烈士は1970年11月13日、「われわれは機械ではない」「わたしの死を無駄にするな」と叫びながら、一寸先も見えない暗闇の中で悶えている韓国の、全世界の労働者のために、自らの身体に火を付け、自ら労働者の行くべき道を照らす松明になった労働者である。

李小仙オモニは毎年11月13日にモラン公園の烈士の墓地で行われる全泰壱烈士の追悼式で、参列者に挨拶をする。労働者を愛して止まないオモニの言葉は、労働者を愛するが故に、いつも厳しい。

「お前たち、何をやっているんだ。韓国の人囗は4千5百万人。その中で労働者が1

千5百万人。お前たち労働者が一つになれば、労働者が一つになって(ノドンジャガ・ハナテオ) 労働者を代表する候補者に投票すれば、政権はいつでも変えられるではないか。それがなぜできないか。労働者が一つになれば世の中を変えられ、一つになれなければ奴隸になるしかない！」

オモニは挨拶の中でこの「ノドンジャガ・ハナテオ」を、いつも、何回も何回も、言われる。

労働者がこの世の中の主人になるか、奴隸になるかは、労働者が一つになれるかどうかにかかっているという激励のメッセージである。

実際に労働者が一つになれば、世の中を変えることができる。具体的には労働者が心を一つにして、8月30日の選挙で労働者のために働く候補者や政党に「1票」を投じれば、世の中を変えることができる。あなたが持っている「1票」を投じる、それだけでいい。

しかし実際の投票行動はそうはなっていない。

どう考えても、労働者が資本家や権力を代表する候補者に一所懸命に投票している。なぜ労働者は、労働者を代表する候補者に自分の「1票」を投じないのでしょうか。

今の世の中が自由で、平等で、民主的な社会で、今の社会を動かしている人たちは信

用できるが、今の社会を変えようとしている人たちは、どこか信用できないと考えているのだろうか。

自由・平等・民主主義社会

韓国の全国金属労働組合が組合員に「哲学」を教えるために作った教科書は、

——「われわれが生きている社会は自由で平等な民主社会だといいますが、みんなさんはどのように思いますか?」「合っていますか?」

『自由だ』というと、まるでこの社会で『なんでも思いのままにできる』と錯覚させられているのかも知れませんが、実はこの『自由』というのは、とても歴史的で社会的な概念です。自由だという時『何から自由なのか?』が最も重要です。一般的に、思想と良心の自由、宗教の自由、学問の自由、集会・結社・表現の自由など、精神的な自由もありますが、資本主義社会での自由は『職業の選択の自由』『住居移転の自由』などで表現される、身分的な隸属からの自由と、生産手段(土地など)からの自由が代表的なものだということができます。すなわち、資本主義社会では『労働』が自由だということです。

しかし『労働』をせずに生きていくことができますか?もちろんできます。働くかずに生きていくけるほどの金さえあれば。しかし金を持たないものは『自分の労働力』を売らなければ生きられません。どこかに就職しなければならない。この時に資本家と労働者は雇用契約を結びます。これを社会では、資本家と労働者双方の自由意思によって行

われる契約であり、自由契約だと言います。しかしあれわれがよく知っているように、働くかなければ生きていけない労働者にとっては、結局不平等な契約に過ぎないです。

『平等社会』。すべての人に同等な機会を与え、従ってみんなが対等に競争できるということです。しかし金持ちの家の子供たちと貧しい家の子供たちが対等に競争できますか?ソウル大など上流の大学に入学する者の多くが、ソウルのカンナム(金持ちの居住区)地域の出身者です。三星財閥の息子・イ・ジェヨンは、能力が他の者より抜きん出ているから、公正な競争の結果、三星の後継者に指名されたのでしょうか?形式的には機会が開かれているように見えるかも知れませんが、能力、実は「金と権力」のことですが、がある者だけにしか機会は開かれていません。この様な本質を覆い隠すのが、マスコミによく登場するいわゆる『成功神話』です。『貧しい家庭で、一所懸命に勉強してソウル大に行けた』だとか、『がめつく金を稼いで成功した』と言う逸話を広く紹介することです。そして「上手く行かないことを社会のせいにせず、一所懸命に努力しろ」と言い、「成功できないのは自分の努力が足りないからで、運がなかったからだ」と。しかしあれわれが暮らしている社会は、『法の前の平等社会』ではなく、『有錢無罪・無錢有罪』の社会です。三星グループは裁判に不敗という神話まであるのが、われわれの社会の平等の本質です。

『民主主義』も同じです。誰でも平等に1票ずつ投票権を持っているという、形式的、手続き的な面だけを強調して議会制民主主義

を見ています。しかし世の中の構成員の実質的な民主主義は隠蔽されています。手続き的な民主主義の結果、結局は支配階級の利益を代弁する者だけが国民の代表として選ばれています。韓国社会は部分的な民主化を実現してきましたが、依然として持てる者中心の民主主義が、より洗練され、形式化されているにすぎません。

これで一体何が自由で、平等で、民主主義だというのでしょうか？ 資本家を初め、持てる者には自由で、平等で、民主主義であるのが、資本主義社会の本質です。——と教えていた。

日本の『労働者』の投票行動

まったく同じことが日本でも言える。日本は自由で、平等で、民主主義だと言えるか？

日本の政治はほんの一時期を除いて自民党が独占してきた。資本主義体制の社会では、世界でも珍しい長期間を一党が独裁してきた国である。『自由』と『民主』を党名とする政党が長期間政権を独占してきた結果、この国は一党独裁の国に、自由で民主的な国ではなく『官僚国家』になってしまった。すべての政策は自民党を支持する勢力が望む方向に向かい、自由で、平等で、民主主義の国で、世界第2位の経済強国であるにも拘わらず、21世紀だというのに、あってはならないはずの『貧困』が社会問題になり、いてはならないはずの自殺者が3万人も出るようになった。

日本でも圧倒的な多数を占めている労働

者は、なぜ労働者の立場を代表する候補者や政党に1票を投じないのだろうか？

わたしの見るところ、日本の多くの労働者は自分を労働者だとは思っていないようであり、思いたくもないようである。少なくとも、今自分が労働者をしているのは『世を忍ぶ仮の姿』で、きっと近いうちに自分は権力者や資本家、大金持ちになるのだと思っているようだ。だから「いま労働者をしているのは『仮の姿』だから、一緒に労働者をしている他の労働者と自分は違う。軽々しく『労働者』と呼ばれたり、ましてや『なかま』と呼ばれるのは迷惑である」と。

そう考えれば、選挙の時に将来の自分の『本当の姿』のための政策を出す候補者や政党に、権力者や資本家、大金持ちのための政策を出す候補者や政党に、自分の大事な1票を投ずるのは当然である。

しかし多くの労働者にとって昨今の社会は、今までとは様子が違ってきたようである。

「大分年もとったし、段々権力者や資本家、大金持ちになる機会も少なくなってきたようだ。儲かると思って買った株も、マンションも値下がりして、損ばかりしている。会社は儲かってはいるのに、キビシイ、キビシイばかり言っている。大企業にいれば大丈夫だと思っていたが、そうでもないようだ。正社員だといっててもウカウカできない。今辞めさせられると、再就職は難しそうだし、年収200万では生活できない。マスコミもこぞって「自・公」では限界と言っているから、「民主」に乗りえた方がいいのではないか。あまり急に変わると不安だが、ちょっとだ

け変わるのであれば、自分にももう一回チャンスがあるかも知れない」。

権力は何時も少数である

問題は、誰にでも権力者や資本家、大金持ちになる機会が保障されているかどうかである。日本は自由で、平等で、民主主義社会だから、「成功できないのは自分の努力が足りないからであり、運がなかつたから」だろうか。

元々権力は少数者のものである。権力者は、できるだけ多くの者から奪い集めて、少数で分け合うから美味しく、一度味合うと止められない。『〇〇屋、お前もワルよのー』「いやいや、お代官様こそ」といためには、権力は少数でなければならぬのである。みんなと同じでは満足できないのが、自分たちだけがいい目を見なければ満足できないのが、権力というものである。

逆はどうだろう。少数者から奪ったものを多数者で分け合うといったことは、権力を求める者たちの思考にはない。そういうものは権力などとは呼ばないのである。

だから、権力者たちは自分たちが『少数』であるということを、実は一番よく分かっている。分かっているからこそ、本質を見せないようにして、できるだけ多数の者を周辺に引き付けておこうとするのである。

私たちの周辺に「自分は〇〇党的△△議員を昔からよく知っている。爺さんの代からの後援会だ」などと言って威張っている人を時々見る。しかし、その人が「虎の威を

借る」場面は何回かは見たことがあるが、『分け前に与っている』場面は見たことがない。「虎の威を借」りている間は『狐』に過ぎず、「分け前に与る」ようになれば、権力からも「なかま」と認められたのである。この「虎の威を借りている者」こそが、権力にとっては最高に美味しいエサなのである。

なぜ労働者が労働者を代弁する候補者や政党に1票を投じないのかは、自分が労働者であることに『誇り』が持てないからであり、一日も早く労働者の境遇から抜け出して、『向こう側に』行きたいと思っているからではないか。候補者や政党も、労働者が自分たちに1票を投じてくれる信じることができれば、もっと思い切って労働者のための政策を打ち出すことができるであろう。いくら労働者のための政策を打ち出しても、余りにも『評論家』然とした労働者から、他人事のような評論を受けるのでは、やってはおれんということになっているのではないだろうか。

ぜひ『階級投票』を

少数を自認する権力者にとっては、自分に『明確に』反対を表明しないものは、全員自分の味方・賛成者である。韓国には『階級投票』という言葉がある。色々と問題はあるが、今回の選挙では、とにかく自分が所属する労働者であるという立場から、権力に対して『明確に』NOを表明し、労働者の立場にちょっとでも近い立場を代弁する候補者や政党に票を集めることを是非お願いしたい。

「クボタショック」から3年 それぞれの「アスベスト禍」、そして未来－その15

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川 和子

青野さんの場合

「クボタショック」はその凄まじさから、被害者もそれぞれに曝露状況が異なる。

労働災害の様に「この作業をしていたから」というものではなくて、生活の中にあっては思いもよらない状況での曝露がある。自宅は遠かったけれども圏内の学校に通学、あるいは職場に通勤していた方。生活圏として毎日の買い物に行き、あるいは子供たちは自転車で工場近くに遊びに来ていたという話もある。

行動範囲もさながら、自身の病気がクボタのアスベストが原因であると気づくのに時間がかかった方もいる。「ニュースで見ていたが、まさか自分が…」という方もいる。

青野いずみさんはH20年夏、夫の青野清さんを亡くした。実はそれより以前H16年10月に我々のもとに相談があったのだった。その時は「労災かもしれない」という相談だった。クボタショックの起きる前年だ。青野さんの居住歴、職歴などを聞いても私はクボタとの関連は気付かなかった。

労災申請をするにあたって主治医面談に同行した。青野さんの場合は検査段階で少し問題があり、肺がんのか中皮腫なのか

という確定診断に至っていないかった。

更に、曝露職場も特定できなかった。その様な事情で少し労災申請手続きが遅れていった。

夫の病状が徐々に進行してき、いざみさんから再び電話があったのはH19年1月だった。「アリムタを使用したいが、その為には中皮腫という確定診断が必要だと医師に言われた。環境保全機構も不認定の通知が来た。どうすればいいのか?」というものだった。たまたま会議でJR尼崎駅前の小田公民館に来ていた私はいざみさんと待ち合わせをして「今は医師の勧めに従って確定診断をつけてはどうか」とアドバイスをした。その後程なく青野さんは中皮腫の確定診断がつき、環境保全機構の認定を受ける事が出来た。アリムタの治療も開始した。

ある日、彼の資料を見ていた私は「あっ!」と息を呑んだ。

その当時は見落としていたが「中皮腫」と認識して再度居住歴を見ていたら、クボタから2kmの距離なのだ。すぐさま青野さんに聞いた。「幼稚園は? 小学校は?」等など。

慌てて飯田さんに連絡した。そして、H19年8月に一緒に青野さん宅にお伺いした。



まさか自分が

この様に、クボタの被害者だと気づくまでに時間がかかった方は他にもおられる。

Bさんは、年老いた母親が亡くなつて死亡診断書を仏壇の中に大事にしまつていた。

クボタの救済金制度が始まってから随分経つ頃にやつと相談があつたのだ。

「あれだけ世間では新聞・テレビで報道されたのに何故気付かなかつたのですか？」という飯田さんの問い合わせに「死亡診断書を仏壇の奥に保管していたので、見る機会が無かつた」そうだ。

また、クボタ被害者ではないCさんは石綿新法が制定された時に「自分には関係ない」と思っていたそうだ。石綿新法はクボタ被害者など工場周辺住民への救済だけだと思いこんでいたら身内から「病名が同じだから、申請してみれば？」と勧められて環境保全機構に問い合わせをしたという。

まさか…？と思うような話が時折飛び込んでくる度に、まだまだ周知徹底されていない実態を垣間見る。

距離の壁

青野さんはクボタ救済金支払い対象の1.5km範囲に入つていないということで救済対象から除外されている。しかし、車谷教授と熊谷さんの疫学調査では南西方面には



患者会に参加された青野さんご夫婦

1.5kmをはるかに超して飛散しているという調査報告がなされている。

クボタには「飛んでいなかつた」明らかな根拠があるのだろうか？

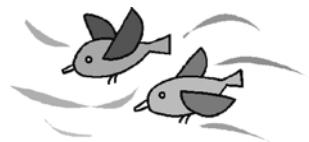
発病当初は、確定診断で悩み、治療法に悩み、クボタの被害者だと判明したものとの距離の壁に阻まれている青野さん。

中皮腫という病気は大変に診断が難しいと聞く。環境保全機構への申請者も「追加検査」という厳しい現実にぶつかっている方も少なくない。

予後が良くないといわれる病気なのに、安心して治療が出来るように様々な障害の壁は早く取り払つてほしいものだ。

石綿新法制定の時に当時の小池百合子環境大臣が国会で言った言葉、「安んじて治療できる様に」なつてほしいものだ。

(つづく)



アスベスト報道ダイジェスト 2009年7月

7/5 民間建築物のアスベストの除去を促進するため、埼玉県は今月から、所有者に対する検査と除去工事費用の補助制度を始めた。都道府県による所有者への直接の補助は全国で初めて。補助の対象は、独自に建築確認などを行なうさいたま市や川越市など人口の多い10市を除いた延べ床面積1000平方メートル以上の建築物。分析検査の補助は25万円が上限。工事は、飛散する危険性の高い吹き付けアスベストと吹き付けロックウールの使用が確認された建築物を対象に、工事費の3分の2を国と折半して負担する。上限は国の補助を合わせ600万円。

7/6 米海軍横須賀基地で勤務し石綿の粉じん対策が不十分だったため中皮腫になったとして、元日本人従業員が、雇用主の国に約9400万円の損害賠償を求めた訴訟の判決公判が、横浜地裁横須賀支部であった。裁判長は国の安全配慮義務違反を認め、国に対し7684万円の支払いを命じた。防衛省は21日、控訴しないことを決定し、同日、全駐留軍労働組合日本本部に伝えた。

アスベスト被害救済を巡り、退職者に団体交渉権を認めた神戸地裁判決に控訴した兵庫県の対応を不当として、「ひょうごユニオン」が県監査委員に住民監査請求した。請求書でユニオンは「控訴は労働者救済機関である県労働委員会の使命を果たさず、会社の意向に沿ったもので不当」と指摘。訴訟費用約40万円を県労委会長が支払うよう求めている。また、ユニオンはこの日、今春の健康診断で組合員4人に石綿による異常が見つかり、住友ゴム工業に団体交渉を申し入れたが拒否されたとして、県労委に不当労働行為の救済を申し立てた。

7/7 新日鉄君津製鉄所で勤務後、ベンジョンを経営していた埼玉県入間市の男性が、「製鉄所で長年、アスベストの粉じんを浴びた」として、退職後の肺がんでいて労災認定しなかった国の処分取り消しを求め、東京地裁に提訴した。男性は72年入社。計11年5ヶ月間、鋳造工程を検査する業務に従事した。

7/8 中部電力のアスベスト対策が不十分だったとして、胸膜悪性中皮腫で死亡した元社員男性の遺族が中電に6000万円の損害賠償を求めた訴訟で、中電に3000万円の支払いを命じた1審名古屋地裁判決を不服として、名古屋高裁に控訴した。

1審はじん肺法が制定された1960年代には中電側に安全配慮義務があったと認定。元社員は定年退職後の05年中皮腫と診断され、06年9月に死亡。

アスベストを含んだ廃材に焼却灰などを混ぜて高温で溶かすことで、効率良く無害化できる方法を東北大多元物質科学研究所の葛西栄輝教授(環境工学)らが開発しマニュアル化した。処理中の排ガスはアスベストを含まず、処理後は建築資材用の砂として安全にリサイクルできるという。

7/21 クボタの旧神崎工場で、アスベスト関連の作業に従事し、肺がんで死亡した孫請け業者で元運送会社経営の男性の遺族3人が、同社と国を相手取り、計約4600万円の損害賠償を求めて神戸地裁に提訴した。クボタの石綿被害を巡って下請け業者の遺族らが同社を訴えるのは初めて。男性は61-67年ごろ、同工場に石綿の搬入作業などを請け負った。04年10月、肺がんで死亡し、06年7月、同工場での石綿暴露が死亡原因として労災認定された。伊丹市内の鉄工所などで勤務し、平成9年に肺がんで死亡した男性の遺族も、国に約6700万円の損害賠償を求めて神戸地裁に提訴した。

7/24 北九州市の新日本製鉄八幡製鉄所に勤務し、昨春に中皮腫で68歳で死亡した福岡県豊前市の男性が、石綿を直接扱う業務には携わっていないかたが、北九州西労働基準監督署から労災認定を受けたことが分かった。男性は1959年に旧八幡製鉄に入社。関連会社を含め35年近く、石炭をコークス炉へ運ぶ作業に従事。男性は昨年1月中皮腫と診断され、同3月に死亡した。

7/27 文部科学省は小中学校など学校教育施設などに吹き付けアスベストが使用されていないかどうかの実態調査を2005年7月から実施したが、分析調査でトレモライトなどが対象から外れていたケースなどが見つかったことから、その後に、再調査を都道府県に要請。その結果、昨年10月1日に比べ、調査未完了の機関は今年3月末現在で3分の1に減少していることが分かった。それでも3876施設が未完了。2005年、文部科学省は教育施設での使用についての実態調査を推進するとともに、問題校舎の撤去などに自治体に対して補助を行ってきた。現在も撤去に際して工費の3分の1を補助している。ただ、吹き付けアスベストの実態調査・分析は地方自治体自身の負担で行わなければならぬため、4000近く残っている。内訳は公立の幼稚園、小学校、中学校、高校など公立学校が2449機関。高等専門学校や大学が3機関、教育研修センター・教育支援センターなど公立学校関係施設230機関、私立の幼稚園、小学校、中学校、高校、大学など245機関、公立の社会教育施設572機関、公立社会体育施設272機関、文化会館など公立文化施設104機関、所管独立行政法人などの施設1機関だった。

7/28 アスベスト吸入による中皮腫や喫煙などによる肺がんが起こる仕組みを、岡山大の中村栄三・地球物質科学研究センター長らの研究チームが解明した。石綿やたばこ、粉じんに含まれる鉄が肺に入ると、鉄を含む「フェリチン」というなんばく質が形成される。フェリチンは大気中などにある放射性物質ラジウムを集めて蓄積させ、がんを引き起こすという。28日付の日本学士院発行の自然科学系英文学術誌に論文が掲載される。

「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会奈良支部」は、環境省の健康リスク調査の委託

先である奈良県に対し、調査などについて改善を求める要望書を提出した。08年度の調査では、89年以前に県内に居住した521人を対象に、胸部X線、CTなどの検査を実施。158人に石綿関連の異変が確認された。要望書では、アスベスト被害の医学的所見が高率に認められる原因を明確化▽被害地域を指定し、長期にわたって住民の健康管理体制を確立▽石綿健康被害救済法の見直し――などを求めた。県は「データが集積されてきたため、地域性の判断が可能と国に伝えている」などと説明した。

7/30 アスベストが原因で死亡しながら請求権時効で労災補償の対象外だった人が、石綿健康被害救済法の改正によって、08年度内に少なくとも16人が「救済」される形で認定されたことが分かった。労災保険法は請求時効を死後5年と定めるが、石綿によるがんは潜伏期間が20~60年と非常に長く石綿が原因の労災と気付かず、時効になったケースが多発している。06年3月27日に施行された石綿救済法は、施行以前に時効になった被害者は救済する一方、施行後に時効になった人については対象外にした。ところが、法施行以降も時効になった被害者がいることが分かり、議員立法による改正石綿救済法が成立した。今回、厚労省は石綿労災で時効になって救済認定された人

を昨年度分だけで121人と集計。うち法改正による时限的な措置で救済された人は肺がん7人▽中皮腫6人▽石綿肺3人――の計16人だった。99年と00年の石綿による年間死者は、判明しているだけでそれぞれ約150人が労災の時効になっている。

アスベストが原因で肺がんになった相模原市の男性が、30年以上前の電気工事工時代の労災保険が適用されず、休業補償が半額以下になったのを不服として国を相手取り、処分取り消しを求めた訴訟の判決が横浜地裁であった。裁判長は発症直前の労災保険を適用する厚生労働省の基準を批判したうえで、肺がんの原因を電気工事工時代の石綿と認定、処分を取り消した。同様の訴訟は岡山地裁でもあり、厚労省の適用の判断に影響を与えそうだ。男性は1955年から電気工事工として働いていた。87年に会社を設立し、94-01年に自営業者向けの労災保険に特別加入した。04年に肺がんと診断され、労災認定を求めたが、相模原労働基準監督署は06年、直近職場での保険を適用する厚労省の基準に沿って、特別加入の労災保険を適用。休業補償を年間約146万円に決定した。行政不服審査を申し立てたが棄却され、昨年3月に提訴した。

アスベスト禍はなぜ広がったのか

日本の石綿産業の歴史と国の関与

中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

アスベスト禍は
なぜ広がったのか
日本の石綿産業の
歴史と国の関与

中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

隠された情報、今明らかに。
あらためて問われる
業界、国・行政の責任

世界と日本のアスベスト産業の歴史を調べ、さらにそれへの国の関与を明らかにし、健康被害の拡大がなぜ防げなかつたのかを問う。

日本評論社 A5判 248ページ
定価 2520円

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●申し込み：Tel 03-3636-3882/Fax: 03-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

韓国からのニュース

■石綿被害者ら「労災基準作りと療養治療を保障せよ」／石綿疾患に合う管理指針作りを要求

全国石綿被害者と家族協会の会員たちが、石綿疾患者に対する産業災害判定の基準作りと適正な療養・治療の保障を求めた。

『全国石綿被害者と家族協会』、『韓国石綿追放ネットワーク』の会員など30人余りが6日、ソウル世宗路の政府中央庁舎前で、政府と労働部、勤労福祉公団の石綿疾患者に対する安易な対策と、誠意のない決定を糾弾した。

勤労福祉公団は今年5月、石綿肺症の疾患者12人に対する精密検査の結果、たった1人にだけ合併症の肺気腫で療養決定をし、障害等級11級の4人、3級の5人など9人は障害等級の対象者、2人は石綿肺疑症と決めたと発表した。

これについて、パク・ヨング全国石綿被害者と家族協会委員長は「石綿疾患は治療が不可能で、症状が悪化しないように療養するのが最善の治療法」で、「障害等級は治療が終了して障害が残った時に出す判定であり、一生を通じて症状が悪化していく石綿疾患者には適当でない決定」と批判した。

続いて彼は「激しいせきと呼吸困難で息が詰まって正常な生活さえできない人たちが、障害等級11等級、13等級では話にもならない」。「持続して病院での診療と投薬が必要なのに、薬の値段にもならないお金を出

して終わりにするという政府のやり方は、どう考えてもひどい」と怒りを吐き出した。

政府が障害等級を決定して一時的な障害補償によって、継続した療養が必要なすべての石綿疾患者の問題を覆い隠してしまうとしているという批判である。実際、障害等級の認定を受けた後も症状が悪化する度毎に精密検査をし、障害等級を見直すべきである。

2008年末に、石綿疾患者20人程を対象にした労災判定の問題を分析して『石綿関連疾患の問題点と救済方案に対する報告書』を出したペク・トミョン・ソウル大教授は、「塵肺症と石綿肺症は全く違う病気」であるのに、「政府は1970年代に作られた塵肺法によって石綿疾患者を管理している」と指摘し、「新しく石綿疾患に見合った管理指針作りが急がれる」と話した。

また彼は「新しい基準、確実な診断をする基準を勤労福祉公団が準備できていない」として「労働部と勤労福祉公団は労働者の苦痛を放置せず、石綿疾患に対する全面的な対策を作る転機を準備しなければならない」と強調した。

参加者たちは記者会見の発表文で、政府と労働部、勤労福祉公団が、石綿問題に関する特別法の制定によって、△現在産業災害と認定されている石綿疾患の拡大、△石綿疾患の特性に合う労災判定の基準作り、△石綿疾患者に対する適正な療養・治療の保

障、△社会的療養のための年金制度の制定、△石綿疾患専門の医療機関の設立、△石綿疾患の制度改善に関する内容の公開、など最善の対策を作ることを再度求めた。

一方、勤労福祉公団から障害等級の決定を受けた9人は記者会見を終えた後、決定には従わず、勤労福祉公団本部に全員の審査請求を提起し、面談を行った。2009年7月7日 民衆の声 チャン・ミヨング記者

■タワークレーン事故、徹底した予防を／パク・ジョンク建設労組・労働安全局長

今年5月24日、ソウル・クロ洞の宗教建物の新築工事現場で、タワークレーンが設置中に崩壊し、2人が死亡する事故が発生した。続いて6日、ソウル・チュンジョン路の新築マンション工事現場でも、タワークレーンの崩壊事故で1人が亡くなった。なぜこのように都心でクレーンの事故が頻繁に発生するのか。

狭い国土のために都心の建築物がますます高層化されつつあり、高い所に揚重作業をするクレーンに対する依存度が高くなるをえない。

現在国内には6300台余り(無人タワー含む)のタワークレーンがあるが、1年を平均すると、稼動する装備はせいぜい3000台余りである。結局、個人の装備業者はダンピングして低価格の受注をするほかはない。装備による事故が多く発生する設置と解体、アフター・サービスは、再下請けが行われる。また政府告示の適正標準賃貸料が実現されておらず、高価格な新型装備を購入しても、ダンピングの過熱競争に飛び込むほ

かはない。老朽化した装備を利用した低価格受注だけが、業者の生きる道である。

建設現場のタワークレーン事故の1次的な責任は建設会社にある。6年間でタワークレーンの事故によって、何と160人余り(作業中の事故を含む)が死亡した。今我が国のすべての建設会社に重装備専門のエンジニアがない。労働部が1年に1~2度実施する現場安全点検も、専門職でない労働監督官によって、目をつむって阿吽式で行われる。

建設労組は昨年12月、労働部に最小限の専門信号士だけでも育成して、産業災害を予防しようと提案したが、これもまた五里霧中である。

不安なワイヤー支持固定方式が、タワークレーンの大型事故のもう一つの原因になっている。費用を惜しむために鉄線の何本かで支持する奇怪な工法が、堂々と使われている。2003年には強風によって、この工法が導入された現場で、何と54台のタワークレーンが崩壊した。頻繁な気象異変によって2003年の悪夢が都心で再演される可能性がある。

今でも数多くの建設業者が超高層の建物を作っている。韓国は市民と労働者の命を担保に『経済成長だけが至上命題』と叫ぶ危険な社会である。2009年7月9日 京郷新聞

■労災管理不良事業場 247ヶ所を公開／韓国タイヤ・三星重工業・大宇造船海洋

韓国タイヤのテジョン工場とクムサン工場、三星重工業と大宇造船海洋など、産業災害予防管理の不良事業場の名簿が公開され

た。

労働部は14日、「企業が労災の予防管理に忠実になるように、昨年に災害予防を疎かにしたり、関連法を守らなかった247ヶ所を、労働部のホームページと官報で公開した」と明らかにした。

今回の労災管理不良事業場の名簿には、昨年△同種業者の平均産業災害率を越える事業場の中で、災害率が上位5%内に入る192ヶ所、△労働者2人以上が労災で死亡した36ヶ所、△重大労災事故が発生した6ヶ所、△2006～2008年に労災発生の報告義務に違反した13ヶ所、が含まれた。

産業災害率が高い労災多発事業場には、韓国タイヤのテジョン工場とクムサン工場、ロッテ製菓のテジョン工場、慶南製菓、チョンホENGなどが挙げられた。特に韓国タイヤのテジョン工場とクムサン工場は、2006～2007年に労災90件を隠したことが明らかになり、労災発生の報告義務に違反した事業場にも挙げられた。労働部の関係者は「事業主が労災の監督を避けるために関連の事故を隠して健康保険で治療し、遅れて摘発された事例」と説明した。

三星重工業と大宇造船海洋など大規模造船業者も、2人以上が亡くなった事業場として名簿に挙がった。労働部の関係者は「昨年は受注量が多くなったため、造船業で労災が多く発生した」と分析した。

昨年、京畿イチョン市の物流倉庫新築工事で40人が亡くなり、労働・市民団体から『最悪の殺人企業賞』を贈られたコリア2000も、この名簿に含まれた。コーロンの油化部門のキムジョン工場とヨジョンNCC、ハン

ファ石油化学のヨス工場なども、危険物質の漏出・火災・爆発などで、周辺地域に被害を与える重大な産業事故を起こして名簿に挙がった。

チョン・ヒョンオク労働部・産業安全保健局長は「2004年から国民の知る権利と健康権を守るために名簿を公表してきた」が、「企業イメージが経営に与える影響が大きいだけに、労災予防にさらに気を遣わなければならないだろう」と話した。**2009年7月14日 ハンギョレ新聞 チャン・ミヨング記者**

■議政府の軽電鉄構造物崩壊、5人死亡／工事現場真下の散歩道に『危険』表示板なく／ベトナム研修生2人『悲惨』

25日夕方7時20分頃、京畿道の議政府市で軽電鉄工事現場の橋脚の上に置かれていた大型鉄骨構造物が崩れ落ちた。この事故で5人が死亡し、8人が負傷した。

5人が死亡するなど13人の死傷者を出した京畿道議政府の軽電鉄工事現場の崩壊事故は『安全不感症が産んだ人災』である可能性が高いと思われる。警察は26日、安全規則を正しく守っていなかった点に重点を置いて、責任の所在、事故原因などについて広範囲な捜査に入った。

■事故の瞬間 事故は25日の夕方7時19分、議政府市新谷洞のドリームバレー・アパートの裏門の前、プヨン千変軽電鉄の工事現場で起きた。床板を連結する鉄骨構造物が崩れ落ちて、5人が亡くなり8人が負傷した。市民のキム・某氏は「あっという間に崩れ落ちた。プヨン千変を散歩していた人はこれを見て驚き、あわてて逃げた」と当時の

緊迫した状況を伝えた。崩れ落ちた鉄骨構造物は『ローンチン・ガーター』と呼ばれる幅6M、長さ30Mの床板構造物架設装置である。事故は橋脚柱を立てて、中心を捉えるセグメントの架設作業の途中に、幅1M、長さ15M、重さ25tの床板が、ローンチン・ガーターとともに転倒して起こった。京畿道の第2庁と議政府市、施工者などは議政府市庁に事故対策本部を設置し、事故原因が糾明されるまで工事を中断することにした。

■なぜ崩れたか 議政府警察署はこの日、ローンチン・ガーターを橋脚に移す時に、運転が未熟なために均衡を失って倒れたという陳述を確保した、と明らかにした。警察は当時現場にいた作業員と建設現場の所長、目撃者などから、事故の経緯と大型構造物が地上12Mの高空で工事する時に注意する点など、安全管理規則をキチンと守ったのかについて集中して調査を行った。

警察は現場にいた作業員のほとんどがひどい怪我をしており、事故の経緯と原因を把握するのが難かしく、国立科学捜査研究所、産業安全管理公団などに諮問し、安全措置の可否を集中的に調査する方針である。警察はまた軽電鉄施工者のJ建設と発注者である議政府市の関係者を呼んで、安全管理責任の所在、事故原因などを調査する方針である。イム刑事課長は「工事関係者に対して安全規則を遵守したかを徹底的に捜査し、業務上過失が明らかになれば司法措置をする」と話した。

警察関係者は「工事現場の下に住民が好んで散策する散歩道と車道があるのに、工事案内の表示版は見られなかったという話

が出るほど、安全管理には特別気を遣っていないかったようだ」と話した。警察は技術的な欠陥による事故の可能性も排除していない。

■壊れたコリアンドリーム 今回の事故で犠牲になったのはすべて作業員であった。この中には、ベトナム出身の産業研修生・レフィジュン(37)とウェンジョントアン(37)が含まれており、一層残念でならない。友人同士の彼らは2007年3月に、借金をして現地の紹介業体に1千万ウォンを払い、産業研修生として入国したと分かった。軽電鉄工事の下請け業者に就職した彼らは、毎日10時間ずつ仕事をし、1ヶ月に120万ウォンを稼いだが、この内80万ウォン程を毎月故郷の家に送っていた。レフィジュンの妹(30)は「家族が恋しくても、お金がもったいないので1週間に1回しか電話をしなかった」と、涙声で話した。ウェンジョントアンの親戚ウェンピナン(35・女)も「お金が惜しくて、愛する家族と会いたくても我慢して、夢をかなえるために昼夜なしに仕事をしたのに、神は無関心だ」と話した。彼らは来年3月に帰国する予定だった。議政府軽電鉄はチャンアム地区～コサン洞の区間11.1kmで、2007年7月着工し、2011年8月の開通目標に工事が進んでいた。**2009年7月26日ハンギョレ新聞 キム・ヨンファン記者**

(翻訳：中村 猛)



前線から

外国人技能実習生の天引き管理費に違法判決

オオシマニット未払賃金請求事件

和歌山

判決が出るまで4年を要した。なんでもない、よくある賃金未払いをめぐる訴訟である。特徴といえば、原告が中国人技能実習生という立場であり、日本に住居を持たない身であったことくらいだろうか。

日置川町（現白浜町）の縫製工場3社で働く中国人技能実習生10名の未払い賃金をめぐるこの訴訟は、提訴当時は他の賃金未払い訴訟と同じように適当なところと高をくくっていた。ところが、被告である会社が弁護士費用を負担できないという理由ですべての作業を自力で行ったこと、その結果被告の提出した書面から言動まで一切合切が訴訟を継続するうえで意味をなさないものであったこと、

加えて裁判所がそんな被告の裁判を受ける権利を最大限尊重し、辛抱強く被告に対応したため少しも審理が進まなかつたことから、判決確定まで4年もかかったのである。せめて会社側に弁護士の代理人が付いていればこののような事態は避けられたであろうし、訴訟の目的は未払い賃金の確保であるため、小額であっても現実的な金額を確保する方が原告である実習生らのためにになったであろう。しかし、未払い額が一切ないと被告が主張し、まったく和解に応じる姿勢を見せなかつたためにやむなく裁判所の判断に委ねることになったのである。

1. 事件の概要

事件はまったく単純であった。原告である中国人女性10名は、所定の就業時間を大幅に超えて毎日就労していた。その時間は4000時間にあよぶ。そして会社から規定通りの賃金を支払われなかつたために労働組合を結成し、未払い賃金の支払いを求めて団体交渉を申し入れたのである。会社は労働組合結成に対する報復に従業員を全員解雇、過重労働の実態についてもすべて否定して話し合いに応じなかつたために訴訟となつたのである。

休日もなく毎日寝る間も惜しんで働くなど、常識では到底考えられない労働時間であるが、縫製分野の中国人研修生・技能実習生の労働実態はどこでも同じような状態である。また、彼ら彼女らを雇う企業は押し並べて法定通りの賃金を支払っていない。多くの事業所が残業代の単価を1時間200円や300円と定め、その金額に彼ら彼女らが不満を口にしなければ問題が顕在化しないというだけである。時間当たりの単価が極端に低いが、この金額は作

業量と会社の収益に合わせて決められるため、今日の日本の繊維業で利益を出していこうとすればこのような金額になる。もしかしたら利益が出ることもなく、何とか事業を継続していくための金額であるかもしれないが、いずれにせよ外国人技能実習生や研修生と呼ばれる外国人労働者一人につき数十万から二～三百万円の未払い賃金が発生している。途上国の人材育成を目的に整備された技能実習・研修制度ではあるが、毎年数万人がこの制度に基づき入国しているので、制度発足20年で今までピンはねしてきた金額は日本の経済にどれくらい貢献しているか計り知れない。

ところで、この事件の被告会社であるオオシマニット他2社は、売り上げ単価を基準に定めた出来高賃金を残業代として支払っていた。売り上げ単価から経費と会社の利益を差し引いた金額を賃金として設定すればよいので、会社として利益は十分確保できたであろう。しかし、売り上げ単価が低ければ、所定労働時間

内の作業と同じように働いていても雀の涙ほどの収入にしかならないため、技能実習生たちには不満が生じる。仮に最低賃金で支払った場合に未払額が300万円以上もあると分かった時点で不満が怒りに変わったのである。

2. 訴訟の経過

訴訟を提起するのはよいが、この事件はリスクの方が大きかった。第一に、労働時間を客観的に示す資料がない。手元にあるのは自ら作成した労働時間のメモ、それから会社が作成した日報である。後者は会社から無断で持ち出したものであるため、あまり胸を張って証拠だと提出するわけにはいかない。第二に、外国人であるため、日本に滞在することができる時間に制限がある。帰国してしまうと連絡が取りにくくなるおそれがあり、聞き取りや書面の作成に協力してもらえないくなってくる。とりわけ、この事件においては彼女らに金銭的なリスクはない。代理人を務めてくれ

た上原康夫弁護士の好意で着手金を取らず、訴訟費用等実費については彼女らの所属する労働組合、連合大阪ハートフルユニオンのミスで全額が組合持ちになってしまったのである。事件が長引きば、コストを回収する必要のない彼女らの怒りも冷め、少しずつ疎遠になって連絡も取れなくなってしまう。そのような状況に陥れば、代理人を立てない被告側からは厳しい指摘がされるおそれがないにしても、裁判所から「本当に原告は存在するのか?」と疑われたに違いない。

このような危機を、通訳として協力してくれた方が救ってくれた。電話やメールを駆使して原告全員と連絡をつけ、聞き取りのため2度にわたる弁護士の中国出張に同行し、彼女らのうち2名を証人尋問のために来日させてくれたのである。原告本人が来日し、証言に立ったこともあり、その長時間労働実態や、ノルマ達成のために被告から投げ続けられた罵声のためにパニック障害に陥ったことなどが明らかになり、原告

の主張に対する信頼度が高
まったものと思われる。

3. 判決とその意義

長引くばかりの裁判であつたため、裁判所から和解の勧告もあった。裁判所からは「中国人だし、一人10万円程度で和解しては?」という受け入れがたい話も出たそうだが、「外国人だから安く雇つてもよい」という認識が今日の外国人技能実習生・研修生問題を引き起こし、本件における訴訟の意義となつてゐるという上原弁護士の抗議を、裁判所は真摯に受け止めてくれたようだ。だが、被告が1円も支払うつもりがなかつたためにいづれにせよ和解は成り立たなかつた。結果として判決ではほぼ原告の主張に従つて労働時間が認められたのである。

また、この事件では管理費と呼ばれるピンはねも争点となつてゐた。被告は「自分たちの懷に入れていたわけではない」と中国の送り出しブローカーに支払つたという証拠を示しな

がら反論したが、このような詭弁も裁判所には通用しなかつた。裁判所は、管理費という名目で外国人技能実習・研修生から費用を徴収することが、被告の加盟する財団法人国際研修協力機構の定める管理費に関するガイドライン（管理費控除の禁止）に抵触することに言明し、さらに「中国人実習生に限つて、管理費名下に、実質的にみて、月々の賃金から基本給の1割を超える多額の控除を認めるという、著しい不利益」を課しているとして、たとえ控除に関する労使協定が存在しても、労働基準法24条に規定されている賃金全額払い原則に違反することから、その全額を返還するよう命じている。

現在の外国人技能実習生・研修生、特に中国出身の場合は、送り出しブローカーが「日本に行って働くことができるるのは我々ブローカーのおかげ」と、管理費という名目で技能実習生や研修生から吸い上げているが、このような仕組みを裁判所が断罪してくれたおかげで、今後このような

ピンはねは横行できなくなつた。また、寮費や家具のレンタル料などの名目で少ない賃金からさらに控除によって手取りを減らそうとする国内の受け入れ企業の目論見にも歯止めがかかることを期待したい。

4. 残る問題点

判決は画期的であったが外国人技能実習・研修制度の問題が完全に解消されたわけではない。問題が公になるケースが増えてきたが、その一方この制度を利用する関係各者の搾取構造は巧妙になっていく。本件で議論された管理費という仕組みはすでに廃れ、現在は来日前の技能実習・研修生に多額の借金を背負わせて送り出すという手法が一般的になつてきている。借金があるだけに研修生や実習生も必死に働くざるを得なくなり、ここ数年は過労死や自殺の問題が取りざたされるようになってきている。先進工業国において高度な技術を身につけ、前途洋洋々の未来が待つてゐる途上国の若者が、その途中で

実習生管理費は「違法」

中国女性への支払い命令

和歌山地裁支部

国の研修・技能実習制度で
来日した中国人女性10人が、
雇い主だった和歌山県白浜町
の繊維関連会社3社に未払い
支払いを求めた訴訟の判決が

命を失う危険にさらされる
という事実は到底見過ごす
わけにはいかない。制度の
見直しは廃止も含めここ数
年議論されてきているが、
早急かつ抜本的な改革が求
められている。

2009年7月18日 朝日新聞

17日、和歌山地裁田辺支部で
あり、矢田広高裁判長は会社
側に約3107万円の支払い
を命じた。
判決は、3社が女性らの給
料から「管理費」計約303
万円を同意なしに違法に徴収
していたと認定。管理費は外
国人労働者の生活支援や手
数料の名目で徴収されること
が多く、原告側の上原康夫弁
護士は「管理費の返還請求が
認められたことは意義があり、
実習生たちの弱い立場を
理解した判决だ」と評価し
た。
判決による3社は、女性
らを送り出した中国の国営企
業に送金する目的で、1人月
2万~2万5千円の管理費を
徴収。経営者は女性らに「払
うものだ」としか説明せず、
女性らが組合を結成して交渉
しようとするなど「払わないな
ら解雇して中国に帰国させ
る」と脅していたことなどが
明らかになったと認めた。
しかし、裁判官は「自由な意思に基
づく同意があったとは認められ
ない」とした。
さらに判決は、女性らが日
常的に長時間の残業や休日出
勤を繰り返していくとし、計
約1960万円の未払い残業
代を認定した。
被告側は裁判で「残業代は
実際の残業時間に基づいて支
給し、管理費は女性らが会社
に持参してきていたので同
意があった」と主張してい
た。

7月の新聞記事から

7/7 福井県あおい町の関西電力大飯原発1号機原子炉補助建屋外の工事用足場で、ワインチが固定金具ごと外れて17M下に落下、トラックの誘導をしていた協力会社の作業員の当たり、重体。

千代田区のビル解体工事現場で、重機を使い酸素ガスボンベを地下から地上に引き上げる作業中、土木作業員がボンベの下敷きになり、背中の骨を折り間もなく死亡した。

7/8 今年2月15日、佐賀市大和町の私有林で伐採木の枝切り作業中の男性が滑り落ちて木に巻き込まれ死亡した労災事故で、佐賀労働基準監督署は、男性を雇用していた佐賀市の林業の男性を、作業上の安全対策を取っていないかったとして、労働安全衛生法違反の疑いで佐賀地検に書類送検した。

乗客106人と運転士が死亡した兵庫県尼崎市のJR福知山線脱線事故(05年4月)で、神戸地検は事故現場を現在の急カーブに付け替えた当時、安全対策全般を統括する常務鉄道本部長だった山崎正夫・JR西日本社長を業務上過失致死傷罪で神戸地裁に在宅起訴した。事故を予見できた立場なのに、現場に自動列車停止装置(ATIS)を設置しなかった過失があると判断した。山崎被告は同日、社長辞任を表明した。多数の死傷者がいた鉄道事故で、経営幹部が起訴され、刑事責任を問われるのは初。山崎被告を含む10人が書類送検され、元相談役、顧問など社長経験者3人も遺族に告訴されていたが、地検は他の12人は不起訴処分とした。うち高見隆二郎運転士は被疑者死亡で不起訴。残る11人は「予見可能性がなかった」とから容疑不十分とした。

7/10 北海道の音更町農協の元係長の男性の自殺は過労によるうつ症状が原因として遺族が農協に計約1億4058万円の損害賠償を求めた訴訟が、札幌高裁で和解。農協側が遺族側に謝罪して7500万円を支払う。1審釧路地裁帯広支部判決(2/2)は「業務量を軽減するなどの措置を怠った」と遺族側の主張を認め、農協に計約1億398万円の支払いを命じたが、農協側は「安全配慮義務違反はない」として控訴した。

7/11 厚生労働省は、労災対象とする放射線起因の疾病リストに、新たに多発性骨髄腫と悪性リンパ腫を加える方針を固めた。国内外の最新の知見を考慮した結果で、原発による被ばく労働などで両疾患にかかった場合、円滑に労災認定されることになる。今年度内にも正式決定する。リストは労働基準法施行規則で78年に定められたが追加は初めて。リストの専門検討会が10日開かれ、2疾患を入れることを事務局の厚労省側が提案し、異論は出なかった。厚労省の76-08年度の統計では、放射線起因の労災認定は計48件ある。

7/13 長年トンネル工事に従事して振動病と診断され、労災請求の不支給処分を受けた熊本県上天草市の男性が、国を相手に処分の取り消しなどを求める訴訟を起こし、一転して労災が認められた。弁護士によると、1983年からトンネル工事の掘削工として勤務。94年ごろから両手のしびれや痛みを感じ、2004年4月に振動病と診断された。大牟田労働基準監督署に休業補償の給付を申請したが、同署は05年4月不支給処分とした。男性は

審査請求したが、07年3月に福岡労働者災害補償保険審査官、08年10月には労働保険審査会に棄却された。男性は今年3月、熊本地裁に提訴、同労基署は同6月、「不支給処分決定後も、男性が2回にわたって振動障害があると診断されている」として労災認定した。同署を所管する福岡労働局は「05年の処分決定時の資料では不支給処分は誤りではなかった」としている。

7/17 日本労働弁護団は、派遣社員から寄せられた労働相談や職場でのトラブルなど71件の事例をまとめた「派遣労働酷書」を発表した。最も多いのが、「派遣切り」や「雇い止め」といった不安定雇用で37件を占めた。派遣先の社員からセクハラやパワハラを受けたケースは8件で、このほか、休日がないといった待遇差別などの事例も記載されている。希望者に1冊100円で販売する。

7/21 石川県川北町の町立中島小学校の給食室で、機器の取り付け作業をしていた会社員2人が倒れているのを同校職員が見つけた。2人は搬送先の病院で死亡。室内から硫化水素とみられるガスが検出された。

7/22 大阪市北区の堂島川で、アルバイトで天神祭の準備作業をしていた学生が行方不明になる事故があり、24日未明、約3.5キロ下流で遺体が発見された。作業中に誤って川へ転落、水死したとみている。

7/25 東京都江東区の建設会社「大成口テック」の作業場で、下請け会社社員が碎石を選別する機械の内部を清掃していたところ、機械が突然動きだし、上下する鉄板と機械の内壁に体を挟まれ死亡した。

7/28 名古屋市の業務請負会社「ネクスター」(現アテスト)の社員で、光学機器「ニコン」の熊谷製作所で働いていた上段勇士さんが99年3月に自殺したのは過労が原因として、母親が両社に1億4400万円の賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は1審に続いて「過労自殺」と認め、両社の賠償額を約2490万円から約7060万円に増やした。上段さんは製品の最終検査を担当し、昼夜交代勤務で99年1月は時間外労働が77時間に上り、同1~2月には15日間連続勤務をしていた。労働形態はネクスターから具体的な業務の指示や管理ではなく、労働者派遣法に違反する「偽装請負」だったと指摘し、両社の賠償責任を認めた。

愛知県半田市にある大八化学工業の半田工場で、男性従業員3人が薬品をかぶり、病院に運ばれた。1人が全身にやけどを負い意識不明の重体。2人は重傷と軽傷。3人は薬品を精製する円形タンクの撤去作業中で、タンクのふたを外そとした際、内部の「キシレノール」という薬品が噴き出した。

7/30 茨城県神栖市東和田の三菱化学鹿島事業所で07年12月、下請け会社の社員4人が死亡したプラント火災事故で、鹿嶋労働基準監督署は法人としての同社と、同事業所社員で作業責任者の男性ら2人を、プラントの冷却油配管バルブの誤作動を防ぐ覆いカバーを設置するなど、オイルが漏れないために必要な措置を講じていなかつたとして労働安全衛生法違反の疑いで水戸地検に書類送検した。